

特集
3

多重債務に陥ったときのために

行岡 みち子 Yukioka Michiko グリーンコープ生活協同組合連合会 生活再生事業推進室長
(一社)生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長、グリーンコープ生協連合会常務理事、生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業企画・運営委員会委員、厚生労働省家計改善支援事業従事者養成研修企画部会委員・講師



生活困窮者自立支援と多重債務相談(生活再生相談室)

2015年に生活困窮者自立支援制度(以下、困窮者支援制度)の運用が開始され2021年で7年目になります。これは、生活に困りつつあるのに、社会的に孤立し、どこに相談すればよいのかも分からず、困難を抱えたまま地域に埋もれた人々をワンストップで支援するための制度で現在、全国905自治体に相談窓口があります。

相談の入り口に当たるのは「自立相談支援機関」で、相談に来た一人一人の困り事に各人各様に伴走しながら包括的に支援します。そこからつながる出口支援としては「就労支援」「家計改善支援」「子どもの貧困防止支援」などがあり、多重債務などのお金に関する相談支援としては「家計改善支援機関」が該当します。家計改善支援は任意事業のため2020年度には全国の53%の自治体を実施しており、2022年には完全実施をめざしています。

この家計改善支援のモデルとなったのは、グリーンコープ生活協同組合連合会(以下、グリーンコープ)が2006年8月に福岡市に開設した多重債務者や困窮者のための生活再生相談室です。多重債務問題は専門機関と連携して解決を図りますが、同時に、借金や困窮の背景となった失業や病気、障害、依存症、8050問題や家族関係(DVや虐待など)の困難な課題についても伴走しながら、一人一人に合った解決策を模索してきました。

生活ができない、借金が払えないと相談に来

る人たちのほとんどは、1カ月の生活で赤字がいくら出ているのかが分かっていません。毎月何にお金を使い、赤字額はいくらかを理解してもらうために、相談のなかで相談者と一緒に家計表を作成してきました。このすべてのノウハウが家計改善支援事業に生かされ、困窮者支援につながっています。

新型コロナ禍での多重債務相談の現状

グリーンコープで受けた多重債務相談はこの数年間、減少傾向でした。

2017年度の2,299件(前年比113%)を頂点に、2018年度1,976件(前年比86%)、2019年度1,624件(前年比82%)でした。ところが新型コロナ禍の2020年の年度末予測では1,700件(105%)と増加しています。減少傾向にあった多重債務相談が増加した背景には、新型コロナ禍による廃業や事業縮小による失業、飲食店やサービス業等の自営業者の閉店や業績の悪化などが影響し始めていると考えられます。新型コロナ禍で自宅にいたことが多くなり、ネット通販やテレビショッピングで思わず買い物をして支出が増えたという相談も耳にします。

一方で少額債務(100万円未満)の傾向をみると、熊本県のグリーンコープの実績では、新型コロナ禍の2020年の相談件数が前年比で150%を超えそうなことがわかりました。100万円未満の債務者の増加は派遣切りや営業時間短縮などでの就労収入の悪化で、少額の返済も難しくなった人たちが増えてきているためと考えられ

ます。

新型コロナ禍での 家計改善支援機関の現状

福岡県のグリーンコープでは県内の政令市・中核市・一般市の16自治体と町村部の家計改善支援事業の委託を受け、活動しています。家計改善支援の内容は多い順に、「家計の見直し」「債務整理」「就労による増収」「貸し付けのあっせん」「税金・家賃・公共料金の滞納解消への支援」「食糧支援」「生活保護申請」「住居確保」となります。

2020年度は、2021年1月までの初回面談件数の累計が政令市で前年比121.0%、中核市・一般市で同235.4%、町村部で314.6%となっています。相談の多くは自立相談を經由した緊急小口や総合支援資金などの新型コロナ特例貸付に関する相談です。政令市が他市より伸びが少ないのは、支援の入り口である自立相談支援に住居確保給付金や特例貸付の申請が前年比400～500%増で殺到しており、家計改善支援につながることができないためです。これまでの相談者像とは異なる中間所得層の自営業者や若年者、新型コロナ禍以前は持ちこたえていた困窮者予備軍ともいえる人たちが、外国人など新型コロナ禍による被災者ともいえる人たちがこれからますます増えていくと思われます。

新型コロナ禍でうまくいった 家計改善の実践事例

収入が減少傾向にある状況で、どのように家計を守るのか、多重債務者や困窮者を見てきたなかで一番にいえることは、支出を管理できる現金生活に切り替えることです。日常生活の支払いは現金で行い、値の張るものだけクレジットカードを使い、レシートを管理し限度額を決めておくことが大切です。相談に来た人たちの家計改善の実践事例を紹介します。

- ①収入が少なくなったので生活を現金生活に変えた。ポイントをためるためにクレジットカードを使うのではなく、1週間で使えるお金を決めてプリペイドカードにチャージし、その金額内で生活費を管理する生活に切り替え、貯金ができるようになった。
- ②高齢夫婦の例。年金支給時に家賃2カ月、公共料金2カ月分を口座に入れ、2カ月分のお米を購入し、医療費と予備費を取り分け、残ったお金を10週間(2カ月)で割り、1週間に使えるお金を決めて実行。月末に残ったお金は予備費としてためるようになった。
- ③外食とコンビニ総菜で食費が増大した年金生活の父親と引きこもりの長男の2人の生活。父親の病気入院を契機に親子の会話が復活し、長男が買い物と食事作りを担当し、「1日2人800円でくらす献立表(1ヶ月)」^{*1}を参考にアレンジを加え、予算内で食事を作り、家計の見直しを実施。お金が残るようになった。
- ④夫婦2人でスマホを別々に管理。合計すると月3万～4万円の出費であったが、スマホの契約内容を見直し、夫婦2人で月約1万円に改善。預貯金が増えた。
- ⑤新型コロナ禍で現金を使わなくなり、キャッシュレス決済やネットショッピングの決済が増えた。そこで、家計簿アプリを利用することで、使った金額・用途をタイムリーにいつでも見ることができ、複数の口座と現金の残高も確認できて口座借り越しのリスク回避につながった。費目別の金額をいつでも見ることができるので、節約しなければという意識づけにもなり、預貯金が残るようになった。

多重債務に陥った場合の 対処法—1にも2にもまず相談

借金をして返そうとしても決してうまくいき

*1 グリーンコープ「1日2人800円でくらす献立表(1ヶ月分)」 https://www.greencoop.or.jp/seikatsu_konkyusha_shien/
印刷版(無料)の問い合わせについてはTEL:092-481-6873まで

ません。独りで悩んでも苦しくなるばかりです。1にも2にもまず相談しましょう。相談先は各都道府県の法テラス、弁護士会、司法書士会、消費生活センターがあります。

借金問題と同時に就労や介護、子どもの問題など、生活の困り事を解決したいときは居住地の生活困窮者自立相談支援機関が相談に乗ります。

自立相談支援機関での解決事例

〈事例の紹介〉

- 相談者は50歳代の女性Aさん。職業はパートタイマーで月の手取り収入は15万円程度。
- 夫が2週間前に病気で亡くなり、夫が残した多額の借金と入院代等の医療費の支払いができずに困っているところに、義父所有の固定資産税の支払い督促状が届いた。夫の死亡保険は当てにできそうもなく、現状の家計収入では生活費も不足気味で、電気代等の公共料金も滞納している。電気は来月には止められそうで、督促が来ている夫の借金、義父の滞納税も支払えずに困り果てている。
- 住まいは義父所有の家屋に、義父と子どもとともに同居。義父は認知症があり、自宅療養中だが夜間に外出し道に迷って帰れなくなることがあり、Aさんは眠れないことが多く、うつ状態に陥っている。
- 2人いる子どものうち、長男は20歳代後半。1年ほど前に職場の人間関係でトラブルを起こし、失職した後は自室に引きこもりがち。長女は20歳代前半で就労意欲はあるが、就労しても3カ月以上は続かない。知的障がいがあるが、療育手帳は取得していない。

このような困難を抱えているAさん家族に、

どのような支援があるでしょうか。

困窮者支援制度が始まる以前は、心身ともに疲れ果てたAさんは、①多重債務の問題 ②病院代の支払い問題 ③税金や公共料金滞納の問題 ④義父の介護問題 ⑤長男の引きこもり ⑥長女の就労 ⑦Aさん自身の精神的な療養の7つの困難を抱え、どうすればよいか分からず、①②③についてはそれぞれの窓口を訪れたが慣れない相談に長時間をかけたうえに解決のめどが立たずに、悶々^{もんもん}と苦しむ状態でした。

困窮者支援制度では、どれか1つの課題で困窮者支援窓口につながったとしても、相談により、Aさん家族が抱える課題の全容を聞き取り、包括的・継続的に支援を開始します。①多重債務や②病院代の支払い ③税金や公共料金等の滞納の問題は、家計改善支援員がAさんと一緒に家計の現状を洗い出し、窓口での債務整理相談や分割納付相談に同行し、還付金や給付金の調査なども行い、支払うお金の優先順位の相談にも乗ります。④義父の介護問題は自立相談支援員が地域包括支援センター等につなぎ、一緒に相談に乗ります。⑤長男の引きこもりについても自立相談支援員が長男に働き掛けを開始し、引きこもり相談センターの相談員とともに支援します。⑥長女の就労は自立相談支援員が療育手帳の取得などをAさんとも相談し、就労支援員につなぎ、長女に合った就労先の紹介を行います。⑦Aさんのうつ症状はAさんの話をよく聴き、受診を勧め、必要であれば病院への同行支援も行います。困窮者支援制度はこのように多様で重層的な課題を抱え、対応力の落ちたAさんたちのような家族を包括的、継続的にワンストップで伴走支援する制度です。自治体によりサービスの違いはありますが、この制度を使いやすく強化していくのは、国民の力だと思います。何かあれば、ぜひ相談支援機関窓口^{*2}に相談してください。

*2 全国の生活困窮者自立相談支援機関窓口「困窮者支援情報共有サイト(みんなつながるネットワーク)」 <https://minna-tunagaru.jp>